

- 議長 おはようございます。 (午前9時30分)
本日をもって召集されました、平成23年第5回南幌町議会臨時会を開会いたします。
本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。
本臨時会の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。
- 日程1 会議録署名議員の指名を行います。
指名につきましては、会議規則第118条の規定により議長において指名いたします。
1番 熊木 恵子君、2番 佐藤 正一君。以上ご両名を指名いたします。
- 日程2 会期の決定をいたします。
お諮りいたします。本臨時会の会期は5月27日、本日1日限りとしたしたいと思います。ご異議ありませんか。
(なしの声)
ご異議なしと認めます。よって本臨時会は5月27日、本日1日限りと決定いたしました。
- 日程3 諸般報告をいたします。
・1番目 会務報告をいたします。
局長をして朗読いたさせます。
局長 (朗読する。)
局長 会務報告につきましては、只今局長朗読のとおりでございますので報告済といたします。
・2番目 例月出納検査結果報告をいたします。
局長をして朗読いたさせます。
局長 (朗読する。)
局長 例月出納検査結果報告につきましては只今局長朗読のとおりでございます。別紙内容についてご質疑があれば発言を許します。
(なしの声)
ご質疑がありませんので、例月出納検査結果報告につきましては報告済といたします。
・3番目 町長一般行政報告をいたします。町長。
- 町長 本臨時会にあたり、1件の行政報告を申し上げます。東北地方太平洋沖地震に係る被災市町村に対する人的支援のための職員派遣並びに義援金などについてご報告申し上げます。
被災市町村に対する職員派遣につきましては、本年4月はじめに北海道町村会より全国町村会の人的支援体制に基づいて協力要請があり、本町では、速やかに一般事務職2名の交替による短期派遣対応が可能な旨を回答しておりましたが、南幌町については派遣決定に至らなかった旨、

全国町村会から報告がありました。なお、今回の派遣状況については、被災地からの派遣要請673名に対し全国市町村合わせ2,600人を超える申し出があり、派遣決定がされた市町村は4月27日現在、全国で130市520人、7町村8名となっております。本町においては、今回の要請に対する職員派遣は行われないことになりましたが、新たなニーズが発生し要請があった場合には、今後においてもできる限りの協力をして参ります。また、義援金については5月25日現在、日赤南幌分区並びに南幌町共同募金委員会を合わせ206件402万466円と多くの町民から寄附が寄せられたところであり、更に、物資提供においても食料品、生活用品、学用品など数多くの提供を頂き、4月21日空知総合振興局に引き渡し、その後被災地に届けられたところであり、改めてご協力に感謝を申し上げます。

議長 以上で町長の一般行政報告につきましては報告済といたします。

日程4 議案第33号及び日程5 議案第34号の2議案につきまして、関連がございますので一括提案をいたします。

日程4 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて(平成22年度南幌町一般会計補正予算(第8号))

日程5 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて(平成22年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号))

以上2議案を一括して議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局長 (朗読する。)

議長 理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

議長 只今上程を頂きました、議案第33号及び議案第34号の2議案につきまして提案理由を申し上げます。まず、議案第33号 専決処分の承認を求めることにつきましては、平成22年度南幌町一般会計補正予算(第8号)であり、歳入では地方譲与税、地方消費税交付金、地方交付税、道支出金の最終確定に伴う追加、並びに歳出では財政調整基金積立金、南幌温泉基金積立金の追加、持続的農業農村づくり促進特別対策事業負担金、除排雪事業費の減額が主な理由であります。

次に、議案第34号 専決処分の承認を求めることにつきましては、平成22年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)であり、歳入では一般会計繰入金の追加が主な理由であります。

議案第33号につきましては副町長が、議案第34号につきましては住民課長が説明いたしますので、ご承認賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。副町長。

副町長 それでは初めに議案第33号の専決処分、平成22年度南幌町一般会計補正予算(第8号)の説明を行います。

初めに歳出から説明を行います。27ページをご覧頂きたいと思います。2款総務費1項3目財産管理費、補正額1億3,293万4,000円の追加でございます。25節積立金、基金繰替運用利子積立金10

3万2,178円の減額でございます。確定によるものでございます。教育振興基金積立金10万円の追加でございます。目的寄附を頂いたもので積み立てるものでございます。後ほど歳入でも説明を申し上げます。財政調整基金積立金1億2,386万6,000円の追加でございます。財源調整のため、余剰金を積み立てるものでございます。この結果、財政調整基金、平成22年度末残高につきましては6億9,552万円となります。南幌温泉ハート&ハート基金積立金1,000万円の追加でございます。施設の老朽化に伴う修繕を今後計画的に実施すべく、入湯税の概ね半額を積み立てるものでございます。この結果、平成22年度末残高につきましては1,330万9,000円となります。

4目企画振興費、補正額20万9,000円の減額でございます。13節委託料で南幌温泉マルチボイラー設備導入実施設計20万9,500円の減額でございます。確定によるものでございます。

9目職員給与費、補正額はゼロでございます。財源内訳を変更するものでございます。

4項3目知事・道議選挙費、補正額62万2,000円の減額でございます。それぞれ確定によるもので7節賃金では25万5,000円の減額、11節需用費では20万6,000円の減額、12節役務費では16万1,000円の減額をするものでございます。

次ページに参ります。29ページになります。3款民生費1項7目後期高齢者医療費、補正額68万6,000円の追加でございます。28節繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金68万5,306円の追加でございます。後ほど特別会計でご説明を申し上げます。

次ページに参ります。4款衛生費1項2目予防費、補正額199万5,000円の減額でございます。13節委託料で予防接種等ということで199万5,040円の減額でございます。子宮頸がん等のワクチンが全国的に不足したため受診者が減となったものでございます。

5款農林水産業費1項2目農業振興費、補正額238万9,000円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金で、まず負担金につきましては事業の名称が変更となるもので、従来の持続的農業農村づくり促進特別対策事業が、新たに食料供給基盤強化特別対策事業として名称が変更となったものでございます。三地区の事業費につきましては変更がございません。この部分につきましては後ほど説明いたしますが、全額翌年度へ繰り越すものでございます。補助金といたしまして農業経営基盤強化資金利子補給238万8,614円の減額でございます。借入金の確定によるものでございます。

次ページに参ります。7款土木費2項2目道路維持費、補正額1,988万1,000円の減額でございます。年明けからの大雪のため2月の臨時会におきまして除雪経費3,360万円を追加させて頂きましたが、その後それほどの降雪量が無かったということから精査をするものでございます。11節需用費では81万6,000円の減額、13節委託料では48万4,000円の減額、14節使用料及び賃借料では1,

858万1,000円の減額をするものでございます。

次ページに参ります。9款教育費1項3目教育振興費、補正額18万2,000円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金、南幌高校振興協議会交付金18万1,501円の減額でございます。事業費の確定によるものでございます。

次ページに参ります。10款公債費1項2目利子、補正額103万2,000円の減額でございます。23節償還金利子及び割引料、基金繰替運用利子103万2,178円の減額でございます。確定によるものでございます。

次に歳入の説明を行います。12ページをご覧頂きたいと思います。2款地方譲与税1項1目地方揮発油譲与税、補正額400万円の追加でございます。1節地方揮発油譲与税400万円の追加でございます。確定によるものでございます。

2項1目自動車重量譲与税、補正額107万2,000円の減額でございます。1節自動車重量譲与税で107万2,000円の減額でございます。同じく確定によるものでございます。

次ページ、3款利子割交付金1項1目利子割交付金、補正額88万6,000円の追加でございます。1節利子割交付金で88万6,000円の追加、確定によるものでございます。

次ページに参ります。4款配当割交付金1項1目配当割交付金、補正額74万7,000円の追加でございます。1節配当割交付金で74万7,000円の追加、同じく確定によるものでございます。

次ページ、5款株式等譲渡所得割交付金1項1目株式等譲渡所得割交付金、補正額23万6,000円の追加でございます。1節株式等譲渡所得割交付金23万6,000円の追加、同じく確定によるものでございます。

次ページに参ります。6款地方消費税交付金1項1目地方消費税交付金、補正額822万5,000円の追加でございます。1節地方消費税交付金で822万5,000円の追加、同じく確定によるものでございます。

次ページ、7款ゴルフ場利用税交付金1項1目ゴルフ場利用税交付金、補正額29万7,000円の追加でございます。1節ゴルフ場利用税交付金29万7,000円の追加。同じく確定によるものでございます。

次ページに参ります。8款自動車取得税交付金1項1目自動車取得税交付金、補正額262万4,000円の追加でございます。1節自動車取得税交付金262万4,000円の追加。同じく確定によるものでございます。

10款地方交付税1項1目地方交付税、補正額8,835万1,000円の追加でございます。1節地方交付税、特別交付税といたしまして8,835万1,000円の追加でございます。確定によるものでございます。なお、平成22年度特別交付税の総額につきましては3億3,935万1,000円となり、前年対比で2,333万5,000円の

増となったところでございます。

次ページに参ります。11款交通安全対策特別交付金1項1目交通安全対策特別交付金、補正額18万1,000円の減額でございます。1節交通安全対策特別交付金で18万1,000円の減額。確定によるものでございます。

次ページに参ります。14款国庫支出金2項3目土木費国庫補助金、補正額350万円の追加でございます。1節道路橋梁費国庫補助金、雪寒地域道路事業費補助金350万円の追加でございます。これにつきましては、特に降雪量が多かった市町村に交付されるものでございまして、全道で11の市町村、空知管内では本町のみ交付されるものとなったものでございます。

3項2目民生費委託金、補正額76万6,000円の追加でございます。1節社会福祉費委託金、国民年金事務費交付金76万6,005円の追加でございます。確定によるものでございます。

次ページに参ります。15款道支出金2項3目衛生費道補助金、補正額102万5,000円の追加でございます。1節保健事業費道補助金、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進特別対策事業費補助金102万5,000円の追加でございます。これにつきましては、実績に基づきまして事業費の2分の1、並びに事務費が交付されるものでございます。

4目農林水産業費道補助金、補正額1,331万1,000円の追加でございます。1節農業費道補助金、農業経営基盤強化資金利子補給費補助金119万4,313円の減額でございます。歳出でも説明いたしました借入金の確定によるものでございます。食料供給基盤強化特別対策事業補助金1,450万5,000円の追加でございます。これにつきましても歳出で説明したように、事業の名称が変更になったものですが従来は交付金として20款諸収入で計上してございましたけれども、事業名の変更に伴い道補助金で収納されることから追加するものでございます。

3項1目総務費委託金、補正額102万5,000円の減額でございます。3節選挙費委託金、知事・道議会議員選挙費委託金で102万4,492円の減額でございます。確定によるものでございます。

次ページ、16款財産収入1項3目基金繰替運用収入、補正額103万2,000円の減額でございます。1節基金繰替運用収入ということで103万2,178円の減額でございます。確定によるものでございます。

次ページに参ります。17款寄附金1項1目一般寄附金、補正額5万円の追加でございます。1節一般の寄附金といたしまして5万円の追加でございます。

3目教育費寄附金、補正額10万円の追加でございます。1節教育費寄附金で10万円の追加でございます。それぞれ3月末に退職した職員より一般寄附金、並びに教育振興寄附金への指定寄附を頂いたものでございます。

次ページ、20款諸収入2項1目町預金利子、補正額が24万7,000円の追加でございます。1節町預金利子ということで歳計現金預金利子24万7,480円の追加でございます。確定によるものでございます。

5項2目農林水産業収入、補正額1,450万5,000円の減額でございます。1節農林水産業収入、持続的農業農村づくり促進特別対策事業推進交付金1,450万5,000円の減額でございます。先ほど、道補助金の中でも説明いたしました、従来ここで予算計上しておりましたが事業名の変更に伴い、組み替えをするものでございます。

4目雑入、補正額76万円の追加でございます。1節雑入で、いきいきふるさと推進事業助成金76万円の追加でございます。平成22年度実施いたしました多良木町との交流事業が北海道市町村振興協会の助成対象事業に採択されたことから追加するものでございます。

次ページに参ります。21款町債1項2目農林水産業債、補正額はゼロでございます。1節土地総合整備事業債、補正額はゼロでございます。それぞれ先ほど説明をしておりますけれども、事業の名称が変更になったことにより整理をするものでございます。なお、金額につきましては差引き、変更がございません。

以上、歳入歳出それぞれ1億731万円を追加し、補正後の総額を50億9,815万8,000円とするものでございます。

次に6ページをお開き願いたいと思います。6ページ第2表繰越明許費補正の説明を行います。変更でございます。5款農林水産業費1項農業費、補正前の事業名、持続的農業農村づくり促進特別対策事業を、補正後の事業名、食料供給基盤強化特別対策事業に変更するものでございます。なお、金額の変更につきましてはございません。

次ページ、第3表債務負担行為補正の説明を行います。変更でございます。事項といたしまして農業経営基盤強化資金利子補給(平成22年度分)でございます。変更前の期間、平成23年度から平成46年度までを、変更後、平成23年度から平成41年度、並びに限度額、変更前3,126万2,000円を、変更後1,753万3,000円とそれぞれ変更するものでございます。

続きまして次ページ、8ページから9ページにかけてでございますけれども、第4表地方債補正の説明を行います。先ほども説明いたしましたがこれにつきましては事業名称の変更に伴い補正をするもので、8ページでは新たな事業名による限度額を追加し、9ページでは従来の事業名による限度額を廃止するものです。なお、追加分の起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。従来と変更はございません。

以上で議案第33号の説明を終わります。

議 長
住民課長

住民課長。

それでは続きまして、専決処分につきましては議案34号 平成22年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の説明をいたし

ます。

最初に歳出の説明をいたします。8ページをご覧ください。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額68万6,000円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で保険料等の負担金で68万5,306円の追加でございます。納付金の確定、並びに平成22年度決算に伴い追加するものでございます。

次に歳入の説明をいたします。7ページをご覧ください。3款繰入金1項1目事務費繰入金、補正額68万6,000円の追加でございます。1節事務費繰入金で町業務分の繰入金68万5,306円の追加でございます。本年3月の第1回議会定例会におきまして、平成21年度分の繰越金を一般会計の事務費繰入金に充当し減額補正を行いましたが、本来、繰越金につきましては保険料として広域連合へ納付すべきであり、3月で行った減額補正は事務処理上の誤りでございますのでお詫び申し上げます。よって、今回の補正は会計処理上正しいものとするための追加補正でございますので、ご理解をお願いいたします。

以上、歳入歳出それぞれ68万6,000円を追加し、補正後の総額を7,202万2,000円とするものです。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑にあたりましては各議案ごとに行います。

始めに議案第33号 専決処分の承認を求めることについて(平成22年度南幌町一般会計補正予算(第8号))の質疑を行います。

1番 熊木 恵子君。

熊木議員 25ページの雑入のところで1点質問します。先ほどの説明がありました、いきいきふるさと推進事業助成金なんですけれども、これは多良木町との交流事業についてのことなんですけれども、毎年助成金が出るものなのか、それとも今回1回限りのものなのか、それを1点伺います。

もう一つは、30ページの予防費委託料のところなんですけれども、先ほどの説明で子宮頸がんワクチンの不足で受診者が減っているということでしたけれども、今後の見通しと今、現在の実績というのか、どの位の方が予防接種を受けているのか、その数字がわかれば教えて頂きたいと思っております。以上2点です。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 只今の雑入の多良木町との交流の件でございます。この、いきいきふるさと推進事業助成金につきましては3年間ですね、これが交付されることとなりますけれども、それぞれ単年度ずつ申請をするということになりますので3年間はあるんですけど、申請は毎年ということになります。以上です。

議長 保健福祉課長。

保健福祉課長 まず、今後の見通しでございますけれども、子宮頸がんワクチンにつきましては、既に22年度において1回接種した方については今も継続接種されている状況でございます。なお、今年1回目にあたる方につき

ましては、まだ国の方から接種時期の指示がございませんので未定となっております。また、ヒブ・肺炎球菌小児ワクチンにつきましては4月から再開をしているところでございます。

次に、これまでの状況ですけれども、小児肺炎球菌ワクチンにつきましては、延べ222回の接種に対しまして58回となっております。回と申し上げますのは、年齢によって接種回数が異なりますので延べ回数で答えさせて頂いておりますが、接種率としては17.6%となっております。次にヒブワクチンでございますけれども、延べ回数では対象者が222回となりますけれども、現在44回にとどまっております。接種率は13.2%でございました。子宮頸がんワクチンにつきましては、52人の対象に対しまして延べ45人という形でとどまって86.5%となっております。以上です。

議長
熊木議員
(再質問)

1番 熊木 恵子君。

先ほどの説明で、いきいきふるさと推進事業なんですけれども、3年間の助成ということなんですけれども、この金額については毎回同じなのか、それをちょっとお尋ねしたいと思います。

それから2点目のことなんですけれども、それぞれ17.6%、13.2%、そして子宮頸がんについては86.5%ということでしたけれども、これを100%に近く持っていく努力というか、その辺はどうなっているのか伺います。

まちづくり課長
(再答弁)

今の、いきいきふるさと推進事業につきましては、対象経費の2分の1以内ということになっておりますので、毎年度そのかかる経費によりまして、助成額が決まるものでございます。以上です。

議長
保健福祉課長
(再答弁)

保健福祉課長。

今後ですけれども、任意接種となっております。その中におきまして、ヒブ・肺炎球菌小児ワクチンにつきましては、全国的な事故の発生がございまして、なかなか保護者の方も接種にスムーズに行くという形にはなっておりませんが、乳幼児健診等で随時保護者の方の理解を得ながら、今後限りなく100%に近い形で進めていきたいというふうに考えてございます。以上です。

議長

他にありませんか。

(なしの声)

質疑ありませんので、議案第33号についての質疑を終結いたします。

次に議案第34号 専決処分の承認を求めることについて(平成22年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号))の質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、議案第34号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本2議案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。採決にあたりましては各議案ごとに行います。

議案第33号 専決処分の承認を求めることについて(平成22年度南幌町一般会計補正予算(第8号))は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第34号 専決処分の承認を求めることについて(平成22年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号))は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程6 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて(町税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局 長
議 長
町 長

(朗読する。)

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

只今上程を頂きました、議案第35号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法等の一部改正により町税条例の一部を改正する必要があるため、本案を提案するものであります。詳細につきましては税務課長が説明いたしますので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長
税務課長

内容の説明を求めます。税務課長。

それでは議案第35号の専決処分、町税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。例年でありますと地方税法等の一部の改正は3月中に国会での議決、公布され4月1日に施行されておりましたが、今回は3月11日に発生しました東北地方太平洋沖地震、東日本大震災により被災された方の負担軽減を図るため、地方税法等の一部を改正する条例であります。本法律は5月2日に公布され同日施行に伴い、本町の町税条例の一部を改正する条例を5月2日に専決処分して公布したところでございます。本日の議会臨時会で、これを報告し承認を求めるものでございます。今回の地方税法等の一部改正の内容は、雑損控除の特例と住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例の2点の改正でございます。これら地方税法等の一部改正に基づき、町税条例の制定附則を追加、改正するものでございます。それでは別途配布しました議案第35号資料、町税条例の一部を改正する条例の新旧対照表でご説明いたします。左が追加改正後の新条例であります。それでは、制定附則についてご説明いたします。

第22条の東日本大震災に係る雑損控除額等の特例については、東日本大震災により所有する資産について受けた損失の額については、所得

割の納税義務者の選択により、平成22年で生じた損失金額として平成23年度以降の雑損控除の特例を適用することができるものとするものでございます。

次のページの第23条の東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例については、住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた住宅が東日本大震災により居住の用に供することができなかった場合に控除対象期間の残りの期間についても引き続き住宅借入金等特別税額控除を適用することができるものとするものであります。

最後に改正附則についてご説明いたします。附則は施行日を規定するものでございます。以上で議案第35号の専決処分、町税条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第35号 専決処分の承認を求めることについて(町税条例の一部を改正する条例)は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程7 発議第7号 南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局長 (朗読する。)

議長 提出者より提案理由及び内容の説明を求めます。

2番 佐藤 正一君。

佐藤(正)議員 南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成4年南幌町条例第1号)の一部を次のように改正する。附則に次の2項を加える。報酬月額の特例として、12項、議会議員の報酬月額は、平成23年6月1日から平成26年3月31日までの間に限り、第2条に規定する額に、100分の80を乗じて得た額とする。ただし、期末手当の算出基礎となる報酬月額は第2条に定める額とする。期末手当の特例、13項、議会議員の期末手当は、平成23年度から平成25年度までの支給分に限り、第5条の規定により算出した額に、100分の80を乗じて得た額とする。附則、この条例は、平成23年6月1日から施行する。提案理由として議員報酬等の削減に伴い、本案を提案す

るものであります。議会議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。発議第7号 南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程8 議案第36号 南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局長 (朗読する。)

議長 理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 只今上程を頂きました、議案第36号 南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定につきましては、国民健康保険税の算定にあたり、保険税率の改正及び地方税法等の一部改正に伴い本条例を改正する必要があるため、本案を提案するものであります。詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。住民課長。

住民課長 それでは議案第36号の説明をいたします。別途配布しております議案第36号資料、南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、新旧対照表をご覧頂きたいと思っております。左側が改正後の新、右側が改正前の旧、アンダーライン部分が改正部分でございます。

まず第2条第2項は、医療分の限度額の規定でございます。同項中「50万円」を改正後「51万円」に改めるものでございます。第3項は後期高齢者支援金分の限度額の規定でございます。同項中「13万円」を改正後「14万円」に改めるものでございます。第4項は介護納付金分の限度額の規定でございます。同項中「10万円」を改正後「12万円」に改めるものでございます。本年3月に公布されました地方税法施行令の一部改正によりそれぞれ限度額を引き上げるものでございます。

次ページに参ります。第3条は医療分の所得割額の規定でございます。同条中「100分の8.10」を改正後「100分の8.00」に改めるものでございます。

次に第4条は医療分の資産割額の規定でございます。同条中「100分の55.00」を改正後「100分の50.00」に改めるものでござ

ざいます。

次に第5条は医療分の均等割額の規定でございます。同条中「2万9,000円」を改正後「2万7,000円」に改めるものでございます。

第6条は医療分の平等割額の規定でございます。第1号中、特定世帯以外の世帯「3万8,000円」を改正後「3万6,000円」に改め、第2号特定世帯「1万9,000円」を改正後「1万8,000円」に改めるものでございます。医療分の保険税額の算定において医療費の減少、並びに平成22年度決算見込みによる繰越金の活用に伴い各税率を引き下げるものでございます。

第7条は後期高齢者支援金分の所得割額の規定でございます。次ページに入りますが同条中「100分の2.30」を改正後「100分の2.00」に改めるものでございます。

第8条は後期高齢者支援金分の資産割額の規定でございます。同条中「100分の20.00」を改正後「100分の15.00」に改めるものでございます。後期高齢者支援金分の保険税の算定において平成22年度決算見込み、並びに保険税必要額を調整し両税率を引き下げるものでございます。

第26条は保険税算定に伴い低所得者に対する軽減の規定でございますが、本条文においても第2条の改正と同様、基礎課税額、限度額及び後期高齢者支援金等課税限度額、介護納付金課税限度額をそれぞれ引き上げるものでございます。次に同条第1号、これは7割軽減の対象者における軽減の規定でございますが、イは医療分の均等割額で同規定中「2万300円」を改正後「1万8,900円」に改めるものでございます。ロは医療分の平等割額で同規定中(イ)特定世帯以外の世帯「2万6,600円」を改正後「2万5,200円」に改め(ロ)の特定世帯「1万3,300円」を改正後「1万2,600円」に改めるものでございます。前段の第5条と第6条の医療分の均等割額、並びに平等割額の引き下げに伴い7割軽減も引き下げるものでございます。次ページに参ります。第2号は5割軽減の対象者に対する減額の規定でございますが、同項のイは医療分の均等割額の規定でございます。同規定中「1万4,500円」を改正後「1万3,500円」に改め、ロは医療分の平等割額の規定で同規定中(イ)の特定世帯以外の世帯「1万9,000円」を改正後「1万8,000円」に改め、(ロ)特定世帯「9,500円」を改正後「9,000円」に改めるものでございます。前号の7割軽減同様5割軽減についても引き下げるものでございます。次に第3号は2割軽減の対象者に対する減額の規定でございますが、同項中イは医療分の均等割額の規定で同規定中「5,800円」を改正後「5,400円」に改め、ロは医療分の平等割額の規定で同規定中(イ)特定世帯以外の世帯「7,600円」を改正後「7,200円」に改め、次ページに参ります、(ロ)の特定世帯「3,800円」を改正後「3,600円」に改めるものでございます。7割軽減5割軽減同様、2割軽減についても引き下げるものでございます。

附則として、施行期日、第1項、この条例は、公布の日から施行する。適用区分、第2項、改正後の南幌町国民健康保険税条例の規定は、平成23年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成22年度までの国民健康保険税については、なお従前の例による。以上で国民健康保険税条例改正の説明を終わります。

議長 10時45分まで暫時休憩をいたしたいと思います。

(午前10時32分)

(午前10時45分)

議長 休憩を閉じ、これより会議を再開いたします。

住民課長。

住民課長 先ほどご説明いたしました国民健康保険税条例の一部で、若干訂正をさせていただきますと思います。条例の一番最後に附則を設けてございますが附則の第2項、「改正後の南幌町国民健康保険条例」という規定になってございます。これは、「南幌町国民健康保険税条例」の誤りでございますので、訂正をさせていただきますのでお詫び申し上げます。よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

1番 熊木 恵子君。

熊木議員 ちょっと質問させていただきます。基礎課税限度額が一部引き上がっているのと、所得割とかそっちの方が若干減額になっているんですけども、このことによって今年度の国民健康保険税は引き下げになるんでしょうか。そこ1点伺います。

議長 住民課長。

住民課長 限度額を引き上げる部分につきましては、先ほども説明いたしました地方税法の施行令の改正によりまして限度額を引き上げるものでございます。それで、説明の中で申し上げましたように医療費分が下がったとご説明いたしました。実績といたしまして、22年度の保険給付金につきましては、前年度に比べて約5,000万ほど医療費分が下がってございます。そういったことも考えて、この医療費分の限度額、そこを上げることによってそれに伴って、限度額を上げれば保険料の必要額というのは年間決まりますので、限度額を引き上げることによって、それぞれ限度額以下の人達の低所得者なり、そういった方々に若干恩恵があるということでも一つ。それから、保険料必要額を算定する中で色々な要素がございます。所得割、資産割、それから均等割、平等割と。それで前にも一般質問であったように保険税を引き下げするには、やはり医療費が下がらなければなかなか下がらないという話をさせていただきましたので、今回、保険料必要額を求めるに際し、限度額を上げることも含めて料率の見直しをして引き下げをいたしております。それで、だいたい当初、昨年の賦課時と今回の試算した賦課の時点では約7,000円ほど下がります。それで、これら一般的に所得を200万といたしまして固定資産税を5万円、それで二人世帯で見た場合に前年度に比べて

約1万4,500円ほど例として下がります。ですから当然、軽減されている方も均等割も下がりますので、皆さん限度額いかない世帯については昨年よりも引き下がるということになります。以上です。

議 長
熊木議員
(再質問)

1番 熊木 恵子君。

それを聞いてすごく安心したんですけれども、前に一般質問したように、南幌町の健康保険税がやはり全道の中でも本当に高い水準にあるということで、それ自体も今年度は引き下がるというか、ワーストランキングから少しでも下がるような方向で考えてよろしいのでしょうか。そこをちょっと伺います。

議 長
住民課長
(再答弁)

住民課長。

一世帯当たりランキングが高いというのは色々な要素がございます。限度額を超過している高い所得の被保険者が多いとか、それから軽減を受けている低所得者の数が多いとか少ないとか、そういったことで一世帯当たりの保険料がランキングで出ますので、その地域地域で産業構造、職業構造、所得階層、色んな方が国保の場合いらっしゃいますので、それらの階層の所得状況によってその限度額の世帯が多い少ないというのが出てきますので、そういった要素がありますので、ランキングがどのくらいになるかというのは、まだこれから実績でしかわかりませんので、ただ限度額を引き上げておりますので、その分は他の市町村がどういった料率を出すかによって変わってきますので、一概にランキングが下がるということではちょっと表現ができないということでございます。以上です。

議 長

他にありませんか。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。採決にあたりましては、起立採決を行います。

議案第36号 南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立9名、着席1名)

どうぞ着席して下さい。

賛成起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程9 発議第8号 総務常任委員会、産業経済常任委員会、議会運営委員会所管事務調査についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局 長
議 長

(朗読する。)

3委員会の所管事務調査につきましては、承認案件でございます。提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で本臨時会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。只今をもって閉会したいと思いますがお異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本臨時会は只今をもって閉会いたします。

ご苦労様でした。

(午前10時55分)

上記会議の経過は書記として記載したものであるが、その内容に相違ないことをここに署名する。

議 長 _____

1 番 _____

2 番 _____